指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護

＜ 重 要 事 項 説 明 書 ＞

1　事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人　青森令和会
主たる事業所の所在地	〒030－0965　青森県青森松森３丁目１７－１１
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長　安田 真弥
電話番号	０１７－７５２－１８００

2　グループホーム きらら篠田の概要

（1）事業所の概要

ホームの名称	グループホーム きらら篠田
ホームの所在地	〒038－0011　青森県青森市篠田３丁目２０－２３
電話番号・ＦＡＸ	０１７－７８２－７０５１　／　０１７－７８２－７１０８
介護保険事業所番号	０２９０１００４２９

（2）グループホームの目的と運営の方針

ホームの目的	認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境の下で、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立して日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
運営の方針	1　指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護（以下、認知症対応型共同生活介護）は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。 2　認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って地域の一員として、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。 3　認知症対応型共同生活介護は認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。 4　共同生活住居における介護従業者は指定介護予防認知症・指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者（身元引受人）又はそのご家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 5　認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。 6　事業者自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 7　運営推進会議は利用者及び市町村職員並びに地域住民の代表等に対し、提供しているサービス内容を明らかにすると共に地域との連携を保ち、さらにはその提供するサービスの質の確保及び向上を図る為に、２ケ月に１回開催する。

（3）当事業所の職員体制（2ユニット分）

職　名	資　格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管 理 者	介護福祉士	2名	―	介護従事者	2名	・介護従業者及び業務の管理
計画作成担当者	介護支援専門員	1名	―	介護従事者	1名	・指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護計画の作成
	介護福祉士	1名	―	介護従事者	1名	
介護従事者（上記職種を含む）	介護支援専門員	1名	―	計画作成担当者	1名	・入浴・排泄・食事等生活全般に係わる援助
	介護福祉士	2名	―	管理者	2名	
		2名	―	計画作成担当者	2名	
		8名	1名	―	10名	
	准看護師	1名	―	―	1名	
	その他	1名	―	―	1名	
合　　計		14名	1名	―	15名	―

（4）認知症研修受講状況

講習会名等	受講者資格	常勤・非常勤の別	人数
認知症対応型サービス事業開設者研修	理事長	―	1名
認知症対応型サービス事業管理者研修	介護支援専門員	常 勤	1名
	介護福祉士	常 勤	3名
認知症対応型実践リーダー研修	介護支援専門員 介護福祉士	常勤	1名
認知症対応型実践者研修	介護支援専門員	常 勤	1名
	介護福祉士	常 勤	4名

（人数は受講延べ人数を表記しています）

3　当事業所の設備の概要（2ユニット共通）

定 員	各ユニット9人（全室1人部屋）	居室面積	9.27 ㎡～9.28 ㎡
居 間	14.58 ㎡	食　　堂	20.01 ㎡
浴 室	ユニット式　4.86 ㎡	トイレ	3ヶ所

（全棟…床暖房、冷・暖房完備、クローゼット付）

4　当施設の特徴

（1）資質向上のための研修の確保（介護従業者への研修の実施）

採用時研修 … 採用後３ヵ月程度
継続研修　 … 随時
職場外研修 … 随時（経験等に応じた研修に参加）

（2）サービスの利用に当たっての留意事項

面　　会	面会時間　午前８時～午後８時 （面会時は面会簿に記入して下さい。）
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て、外出・外泊届に記入して下さい。
飲酒・喫煙	飲酒、喫煙については、原則禁止しています。
金銭・貴重品の管理	利用者、身元引受人又はご家族の方の同意を得た上で決定いたします。
所持品の持ち込み	原則として自由です。
設備・器具の利用	使用の際、大切に扱うものとします。

（3）サービスの内容

サービス	内　　容
食　　事	（朝食）午前７時～　（昼食）午後０時～　（夕食）午後５時～ ※状況により提供時間が前後する場合があります
お や つ	午後３時頃
入　　浴	週に２回程度入浴していただきます ただし、状態に応じ清拭や足浴となる場合もあります
生活相談	事業所内での生活等の相談について、管理者やその他従業員を含む対応とします
介　　護	定期的に開催するカンファレンス等により、介護サービス計画を作成し、ご利用者様又はご家族の同意を得て支援していきます。 入浴・排泄・食事等の日常生活のサポートをいたします。 日常生活用品の買い物等の際には、職員が代行又は付き添います。
健康管理	提携医療機関の医師による往診（月２回）。連携看護師へ日常的な健康管理の相談をし、状態変化時医師に報告します。
レクリエーション	個々の趣味等を考慮し、充実した日常生活を送れるよう、毎月の行事を行います。また、日常的に手芸・歌・園芸等の活動が楽しく行われるようサポートいたします。

５　利用料金

（１）利用料

①介護予防認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）・認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ）

	１日当たりの利用料金	介護保険適用時の１日あたりの自己負担額（1割負担の場合）	介護保険適用時の１日あたりの自己負担額（2割負担の場合）	介護保険適用時の１日当たりの自己負担額（3割負担の場合）
要支援2	7，４８０円	７４８円	1,４９６円	2，２４４
要介護度１	7，５２０円	７５２円	1,５０４円	2，２５６
要介護度２	7，８７０円	７８７円	1,５７４円	2，３６１
要介護度３	8，１１０円	８１１円	1,６２２円	2，４３３
要介護度４	8，２７０円	８２７円	1,６５４円	2，４８１
要介護度５	8，４４０円	８４４円	1,６８８円	2，５３２

②初期加算　１日　３００円（自己負担額１割…３０円／２割…６０円／３割…９０円）

・初期加算は、入居した日から起算して３０日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算します。

③医療連携体制加算　１日　３９０円(自己負担額１割…３９円／２割…７８円／３割…１１７円)

・当事業所において「重度化した場合の対応に関する指針」を整備し、看護師を配置した場合、若しくは、契約により訪問看護ステーションや医療機関の看護師によりご利用者様の日常的な健康管理や医療機関（主治医）との連絡調整を行える体制が整った場合に加算となります。

④入院時費用　１日　２，４６０円（自己負担額１割…２４６円/２割…４９２円／３割…５４円)

・入院後３か月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居受入れ体制を整えている場合に１月に６日を限度として加算されます。（退院後の初期加算と併算定可能となっています。）

⑤サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ　１日　２２０円（自己負担額１割…２２円／２割…４４円／３割…６６円）

・介護福祉士が７０％以上の時加算されます。

⑥看取り介護加算

・死亡日以前３１～４５日まで１日あたり　７２０円(自己負担額1割…　72円/2割…　144円/3割…　216円)

・死亡日以前４～３０日まで　１日あたり　１，４４０円(自己負担額1割…　144円/2割…　288円/3割…　432円)

・死亡日前日及び前々日　１日あたり　６，８００円(自己負担額1割…　680円/2割…1,360円/3割…　2,040円)

・死亡日　１日　１２，８００円(自己負担額1割…1,280円/2割…2,560円/3割…　3,840円)

※主治医が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断し、ご利用者様又は家族の同意を得て、看取り介護計画の作成、看取り介護を実施した場合に加算されます。

⑦退居時相談援助加算　１回　４，０００円（自己負担額１割…４００円／２割…８００円／３割…１，２００円）

※１回を限度に加算されます。

※利用期間が一ヶ月を超えるご利用者様の退居時に、福祉サービスについての相談援助を行い、且つ退居の日から２週間以内に当該利用者の介護状況等の必要な情報提供を行った場合に必要となります。但し、在宅復帰であり家族等の同意を得た場合です。

⑧介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

・１月あたりの総単位数（基本サービス費　＋　各種加算減算）×　１１１／１０００

※介護職員の処遇改善を目的に、厚生労働大臣が定める基準を満たす、改善計画及びその計画が適正に実施されていると認められる場合に加算されます。

⑨科学的介護推進体制加算　４０単位／月

・（自己負担額１割…４円／２割…８円／３割…１２円）

⑩介護職員等ベースアップ等支援加算

・基本単位数及び各種加算の合計に「2.3%」を乗じて算出します。

（２）その他の費用

日常生活費	理・美容代	実　費
	オムツ各種代	実　費
	医療費	実　費
	個人消耗品代	実　費
	家電製品等私的利用に係る料金	入居時又は持ち込み時に協議の上、双方が合意した金額

（３）介護保険サービス以外の利用料

	項　目	日　額	月　額 (例：３０日間の場合)
生活基本料	家　賃	１，０００円	３０，０００円
	個室の光熱費	３５０円	１０，５００円
	冷暖房 （7～8月、11～4月）	３００円	９，０００円
	共有スペースの水道光熱費	３５０円	１０，５００円
	食材料費	１，３５０円	４０，５００円

（４）敷金

入居時の敷金は１００，０００円となります。

※故意による器物の損壊や壁紙張り替え等の費用を差しひいた上で返金致します。

（5）料金の支払い方法

毎月５日までに前月分の請求をいたしますので、毎月１５日迄に銀行振込・銀行自動引落しまたは、直接持参にてお支払いください。お支払い時領収書をお渡しいたします。

（ただし、退居時においては退居日当日迄のお支払いとなります。）

（6）入院期間中におけるグループホームの居住費や食費の取り扱い

入院期間中の料金は「家賃（日額1，０００円）のみ算定いたします。

6　サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

（2）サービスの終了

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

・退居を希望する日の３０日前までにお申し出ください。

②自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスが終了いたします。

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、「非該当（自立）」「要支援1」と認定された場合

・ご利用者様が亡くなられた場合

③その他

・ご利用者様又はご家族が当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または当施設とご利用者様又はご家族との間で信頼関係が築けずサービスの質が著しく損なわれた場合は、サービス契約終了の３０日前に文書で通知し、退居していただくことがあります。

・ご利用者様が病院又は診療所に入院し、明らかに１ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後１ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。

7　入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、医療機関の指定はありません。しかし、ご利用者様の希望により、下記協力医療機関において診察を受けることも出来ます。ただし、下記医療機関での優先的な診察を義務づけるものではありません。また、定期的な医療機関受診に関しては、家族対応をお願いすることもあります。(医療機関受診時の交通費は本人負担となります)

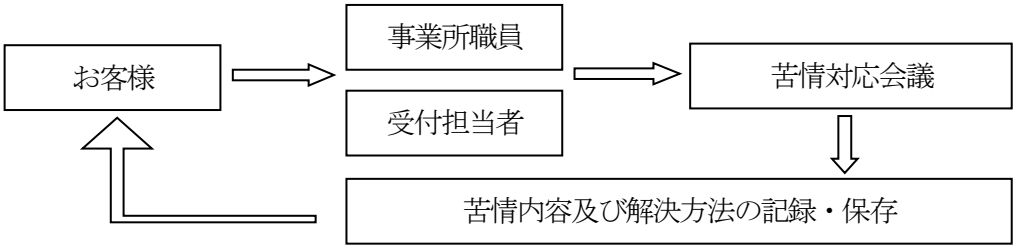
協力医療機関	
医療機関の名称	森総合クリニック松原
所　在　地	青森市奥野２丁目２０－２
診　療　科	内科
協力歯科医療機関	
医療機関の名称	ミナトヤ歯科医院
所　在　地	青森市桂木４丁目４－１０
診　療　科	歯科

8　サービス内容に関する苦情

（1）当事業所の相談・苦情窓口

（受付担当者）　管理者 山崎圭介・木浪梢
（解決責任者）　管理者 山崎圭介・木浪梢
（電　話）　017－782－7051　　（ＦＡＸ）017-782-7108
（受付日）　年中
（受付時間）　８：００ ～ １７：００

（2）苦情処理体制



（3）その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・青森市　介護保険課　　０１７－７３４－５２５７
・青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）０１７－７２３－１３０１
・青森県運営適正会員会　　０１７－７３１－３０３９

9　緊急時の対応方法

①サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医又は救急隊及びご家族様へ連絡して対応をします。

主治医	氏　名	
	連絡先	
ご家族	氏　名	
	連絡先	

②重度化した場合における対応に関する指針

ⅰ急性期における医師や医療機関との連携体制

・日中、夜間を問わずご利用者様の容体が急変した場合は、上記①の医療機関（主治医）又は協力医療機関の医師へ連絡して対応します。また、緊急を要する場合には救急隊へ連絡し医療機関まで搬送します。この場合、ご家族様等へも状況等の連絡をします。

ⅱ看取りに関する考え方、ご利用者様及び家族との話し合いや意思確認の方法等

・看取り介護に関しては、医師による一般的な医学的知見からの判断により、医療機関での対応の必要性が薄い、回復の見込みがないと判断された時に、ご利用者様又はご家族の意向を尊重して対応します。当グループホーム内での終末期ケアに関しては、医療機関、訪問看護ステーション等との連絡、連携を密にし、急変時等の場合はしかるべき対応を取ります。また、医療機関との連絡調整等の支援を致します。

ⅲ看取り介護の提供

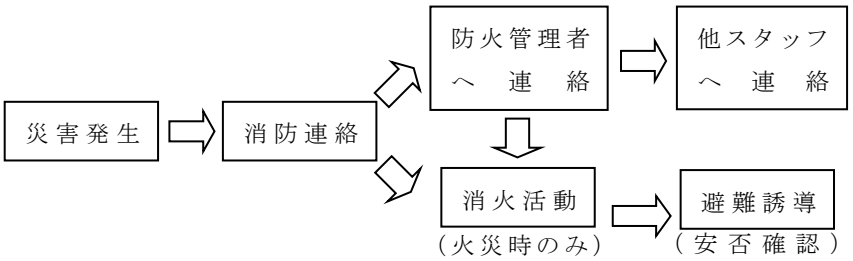
・ご利用者様又はご家族の意向により、当事業所が提供する「看取り介護に関する指針」に同意し、本人又は家族から看取り介護の依頼を受け、当グループホームでも同意した場合に作成する「看取り介護計画」に則り、サービスを提供します。

１０　事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、身元引受人、又はご家族に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった対応について記録するとともに、その原因を解明し再発防止の為の対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

１１　非常災害対策

防災時の対応	
防災設備	スプリンクラー・自動火災報知器・火災通報装置・避難階段・消火器
防災訓練	定期的に地域の協力機関等と連携を図り、防災訓練（年２回以上）を行う。
防火管理者	管理者　山崎 圭介

防火管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、当事業所内の消防関係設備の保守・点検を委託及び目視等によって管理し非常災害に備えるため年２回以上、火災等を想定した避難・救出その他必要な訓練（夜間想定含む）及び地震等を想定した訓練を従業者に対して行います。また、その記録を残すとともに担当消防署との連携を図ります。

１２　身体拘束・虐待の禁止

１　事業者及び従業者は、原則として身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為を禁止しています。

２　サービスの提供にあたっては、利用者様個々の心身の状況を勘案し、疾病・生活歴を理解した上で身体拘束を行わないサービスの提供に努めます。

３　当該利用者様又は他の利用者様の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合はホーム長及び管理者を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の３要件のすべてを満たした場合のみ、ご利用者様・身元引受人又はご家族様への説明・同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除するべく努力します。

４　事業者は、３カ月に１回以上の外部・内部の研修や虐待防止マニュアルに基づいた勉強会の実施等により、従業者へ教育を行います。

１３　秘密の保持について

１　当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。

２　当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者様及びご家族の秘密を漏らしません。

３　事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でご利用者様又はご家族の個人情報を用います。